



## 第5章

# 計画の推進体制

## 1 計画の推進体制

関係各課が、市民、スポーツ関連団体、スポーツ指導者、専門家（スポーツ、医療など）、民間企業などと、連携、意見聴取、協力支援の体制を構築し、各施策、具体的な施策を実施していくことによって、本計画の基本目標、計画の指標の達成に努めます。

また、目標の達成に必要な具体的な取組を明らかにし、市民のニーズや時代の変化等に柔軟に対応することを目的として、本計画に基づく事業計画を作成します。危険性や緊急性、他の事業と複合的に行うことでの効果の高さなどから優先順位を付け、効率的な推進を図っていきます。

## 2 計画の評価と進捗管理

事業計画は、期間内であっても必要に応じて、市川市スポーツ推進審議会に諮問し、計画の目標、指標、施策の見直しを行います。

さらに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置づけられる具体的事業については、各担当課が、PDCA サイクルに基づき、取り組みの実施状況について点検や評価を行い、取り組みを見直しながら効果的な計画となるように努めていきます。

